

## ○津山市立文化展示ホール条例

平成17年6月29日

津山市条例第129号

改正 平成20年9月24日条例第46号

平成25年12月25日条例第88号

平成27年7月7日条例第46号

平成31年3月19日条例第48号

令和元年12月17日条例第72号

津山市立文化展示ホール条例（平成10年津山市条例第35号）の全部を改正する。

## （目的及び設置）

第1条 情報、文化等の交流と創造意欲の醸成を促進し、もって市民の生活文化の向上を図るため、津山市立文化展示ホール（以下「展示ホール」という。）を設置する。

## （位置）

第2条 展示ホールは、津山市新魚町17番地に置く。

## （業務）

第3条 展示ホールは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1） 芸術文化作品の発表の場としての施設の提供に関する事。
- （2） 生活文化の向上に資する展示施設の提供に関する事。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために市長が適当と認める事業への施設の提供に関する事。

## （展示ホールの管理）

第4条 展示ホールの管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年津山市条例第100号。第6条において「指定手続等条例」という。）に基づき、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

## （指定管理者が行う業務）

第5条 前条の規定により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 展示ホールの施設又は設備の利用の許可に関する業務
- （2） 展示ホールの維持管理に関する業務

- (3) 展示ホールの利用に関する料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (4) 展示ホールの設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (5) 展示ホールの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、展示ホールの運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務  
(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第10条まで、第12条から第14条まで、第16条、第17条及び第20条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第7条第1項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第7条 展示ホールの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第8条 展示ホールの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 12月29日から翌年1月4日まで
- (2) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その日後において最も近い休日でない日とする。

(利用の許可)

第9条 展示ホールを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、展示ホールの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 展示ホールの施設又は設備若しくは器具（以下「施設等」という。）を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、展示ホールの管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第10条 前条第1項の許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第1の規定により算定した額の利用料金を納付しなければならない。この場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の利用料金は、利用許可と同時に納付しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が利用するとき又は市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（利用料金の収入等）

第11条 市長は、展示ホールの管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に展示ホールの利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、展示ホールにおいて利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

（利用料金の減免）

第12条 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用料金を免除し、又は減額することができる。

（利用料金の不還付）

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（特別の設備等の設置）

第14条 利用者は、展示ホールの利用に際して特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、展示ホールの管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備を義務付けることができる。

（利用権の譲渡等の禁止）

第15条 利用者は、展示ホールを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第16条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者に対して利用を制限し、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例、この条例に基づく規則又は利用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (3) 第9条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項に規定する処分によって、利用者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(入場の制限)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、その者の入場を拒み、又はその者に対して退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、展示ホールの管理上支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第18条 利用者その他の施設を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可なくして行う募金その他これに類する行為
- (2) 許可なくして行う物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(利用者の管理責任)

第19条 利用者は、展示ホールの利用に当たっては、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(原状回復義務)

第20条 利用者は、展示ホールの利用を終えたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第16条第1項の規定により利用許可を取り消されたときも、同様とする。

2 市長は、利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、これを原状に復し、それに要した費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第21条 利用者その他の施設を利用する者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失させたときは、市長の指示に基づき、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年9月24日条例第46号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年12月25日条例第88号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の津山市立文化展示ホール条例第10条第1項の規定は、平成26年4月1日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定については、なお従前の例による。

付 則 (平成27年7月7日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第6条及び第9条第3項第2号の改正規定、第10条第1項の改正規定(「切捨てる」を「切り捨てる」に改める部分に限る。)、第16条第1項、第20条第1項及び第21条の改正規定並びに別表第1の改正規定(「(第10条関係)」を「(第10条・第11条関係)」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の津山市立文化展示ホール条例第10条第1項の規定(「切捨てる」を「切り捨てる」に改める部分を除く。)及び別表第1の規定(「(第10条関係)」を「(第10条・第11条関係)」に改める部分を除く。)は、平成27年10月1日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定については、なお従前の例による。

付 則 (平成31年3月19日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第3条から第5条まで、第10条第1項、第11条第4項、第16条第2項、第18条及び第20条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の津山市立文化展示ホール条例別表第1の規定は、平成31年10月1日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定については、なお従前の例による。

付 則 (令和元年12月17日条例第72号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は施行日において現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの条例による改正後のそれぞれの条例の適用については、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
- 3 施行日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により津山市教育委員会に対し、申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により市長に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定を適用する。

別表第1 (第10条・第11条関係)

利用区分	営利又は宣伝を目的としない利用	その他の利用	冷暖房料
全室	日額 9,240円	日額 34,650円	左の金額の50パーセントに相当する額
半室	日額 4,620円	日額 17,320円	